

介護保険 主治医意見書作成料請求書

令和		年		月	
保険者番号	2	9	3	6	2
	1				

被保険者	被保険者番号 (7桁)										
	氏名										
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女				

請求医療機関	事業所番号										
	事業所名称										
	所在地	〒			-						
電話番号											

作成依頼日	令和		年		月		日	依頼番号					※ 保険者確認		
意見書作成日	令和		年		月		日	意見書送付日	令和		年			月	

意見書作成料	種別	1. 在宅	2. 施設	1. 新規	2. 継続	金額					円
--------	----	-------	-------	-------	-------	----	--	--	--	--	---

診断・検査費用	内訳		点数		摘要							
	検査	診断										
		胸部単純X線撮影										
		血液一般検査										
		血液化学検査										
	尿中一般物質定性・半定量検査											
合 計					点数合計×10 円							

請求額	意見書料						円
	診断・検査費用						円
	消費税						円
	合計						円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5, 0 0 0円	4, 0 0 0円
継続申請者	4, 0 0 0円	3, 0 0 0円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行なった場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行なった検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき精算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純X線撮影 ・血液一般検査 ・血液化学検査 ・尿中一般物質定性・半定量検査

※印の欄は記入しないでください